

市民文教常任委員会会議記録（概要）

平成27年6月19日（金）

開 会（午前9時0分）

石本委員長

議案第63号に関して、現地視察を行うこととしてよろしいか。

（委員了承）

休 憩（午前9時1分）

（※休憩中に議案第63号の審査のために、狭山ヶ丘中学校にて現地調査を行う）

再 開（午前11時10分）

【議 事】

○議案第63号「平成27年度所沢市一般会計補正予算（第4号）」
当委員会所管部分（教育委員会）

【補足説明】 な し

【質 疑】

大石委員

狭山ヶ丘中学校復温・除湿工事費について、工事にあたっては一括発注の方が安いと思うが、分離発注と一括発注のどちらを考えているのか。

末廣教育施設

発注の方式を含め、今後検討していきます。

課長

大石委員

この度、設計変更に必要な390万円となるわけだが、それ以外に、市長が政策変更されてから、いくらの経費がかかったのか。

末廣教育施設

課長

教室の扇風機の設置に伴う経費として約460万円、欄間窓の改修に伴うものとして約260万円を支出しました。なお、改修した扇風機や欄間については、今後も快適な学習環境を維持するため、残す方向で設計をすすめます。

小林委員

狭山ヶ丘中学校の復温・除湿工事に係る設計については、市単独の予算であり、補助金は交付されないという理解でよいか。

末廣教育施設

課長

今回の設計委託料については、防衛省に照会し、補助金の対象外である旨確認しています。

小林委員

以前に補助金を返還したことにより、補助が交付されなかったのか。

末廣教育施設

課長

前回の補助金は返還しておりませんので、返還したことによるものではなく、今回の設計変更は所沢市独自の変更事由によるものであり、対象にはならない旨の話がありました。

小林委員	市として補助金を求めなかったのか。それとも防衛省からこの度の設計変更については補助金は交付できない旨の回答があったのか。
末廣教育施設 課長	市では、防衛省に、この度の設計変更に伴い補助金がいただけるかどうかを確認しましたが、この度の事業については対象とならない旨の回答があったものです。
小林委員	北中小学校については、平成29年度が設計予定となっているが、これについて補助金は出るのか。
末廣教育施設 課長	北中小学校について具体的な話をしているわけではありませんが、北中小学校の設計、工事については、通常通り補助金の対象になるものと考えています。
荻野委員	平成22年度の設計委託費用及び防衛省からの補助金額はいくらか。
末廣教育施設 課長	平成22年度の設計委託金額は、945万円です。そのうち、補助金額が590万6,000円です。
荻野委員	この度の設計変更にあたっては、その時と同じ業者に委託することになるかと思うが、委託先はどこを考えているのか。

末廣教育施設
課長

平成22年度の狭山ヶ丘中学校の復温・除湿工事の設計は、東京都杉並区の株式会社池下設計へ依頼しました。今回の設計についても、この事業者が業務等を熟知していますので、同様に池下設計に業務委託をしたいと考えています。

【質疑終結】

【意見・採決保留】

休 憩（午前11時17分）

（説明員交代）

再 開（午前11時19分）

【議 事】

○議案第63号「平成27年度所沢市一般会計補正予算（第4号）」

当委員会所管部分（市民部）

【補足説明】 なし

【質 疑】

西沢委員

戸籍住民基本台帳事務費について、13節委託料として4,333万円が計上されているが、これは具体的に何にあてられるのか。

鹿島市民担当
参事

個人番号制度に係るコールセンター業務の委託と、個人番号カードの交付従業員のパイロット業務委託です。

西沢委員

委託にあたっては、プロポーザル方式によるのか、どういう形式を予定しているのか。

鹿島市民担当
参事

委託業者の選定にあたっては、指名によるプロポーザル方式を予定しています。

西沢委員

庁舎外にコールセンターを設置するにあたっては、庁舎外窓口と庁舎内窓口との2カ所に人員配置することになるかと思うが、それぞれ何人ぐらいの配置を想定しているのか。

鹿島市民担当
参事

コールセンターは庁舎外に設置しますが、10月が16人、11月に9人、12月に6人、1月に7人、2月に5人、3月に5人の配置を考えています。また、庁舎内の派遣につきましては、10月から12月にかけて毎日5人、来年1月から3月にかけては毎日15人の配置を考えています。

西沢委員

他市の事例でも、10月5日の番号法施行の通知カード発行に伴う問い合わせを予測して、このようにコールセンター業務を委託しているところもある。ところが、個人番号カード交付事務については国からの交付金があるものの、コールセンター業務については市の単独予算として計上されている。同規模自治体ではこのように市の予算でコールセンターを実施するものと考えて構わないか。

鹿島市民担当
参事

川越市でもコールセンターを外部に設置すると聞いています。また、派遣職員についても委託予定と聞いています。近隣ダイア4市の中では、狭山市が同じようにコールセンター設置と派遣職員の配置を委託により行う旨聞いています。

西沢委員

入間市や飯能市は市が直接対応していくということか。

鹿島市民担当

場合によっては9月の補正で委託について考えていくとのこと。

参事

西沢委員

平成28年度、平成29年度においても予算計上されているが、これは、コールセンターを引き続き設置していくことによるのか。

鹿島市民担当

参事

平成28年度以降につきましては、コールセンターの設置は考えていません。個人番号カードの交付は今後続くので、交付従業員派遣業務委託を平成28年7月まで考えています。

西沢委員

平成29年度と平成30年度の予算は何を見込んでいるのか。

鹿島市民担当

参事

印刷製本費と通信運搬費を見込んでいるものです。

西沢委員

個人番号カード等交付事務については、省令により、委託先が地方公共団体情報システム機構にすべて一括して全国共通で委任することだが、所沢市へは委任の費用である約1億1,800万円が交付される。1つの機構に全国の自治体が同じ業務を委任しているが、なぜ、費用を補助金という形で各自治体に対して交付するのか。

鹿島市民担当

国からの通知文書には、補助金の交付理由に係る詳細についての記載が

参事	一切ないのですが、省令で、市は交付金という形で機構に支払いをし、市は国に対して補助金という形で請求すると規定されています。
西沢委員	法定受託事務であることも影響していると考えてよいか。
鈴木市民部長	番号法に基づくマイナンバー制度の事務は法定受託事務であり、本来国が責任を持って行う事務ですが、実質的な事務に関わる住民基本台帳法に係る事務は自治事務であるため、これに伴う事務の責任は市町村が負っています。国は、実際の法的な規制と財源を伴って市に委託するという位置付けとなります。番号法において、地方公共団体情報システム機構に交付事業を委任することができる旨の規定があり、必ずしもそこに委任しなければならないわけではありません。しかし、実際には、市独自で膨大なマイナンバー制度に係るカード交付事業等に対応することは難しいため、そこに委任を行い、国の補助金を活用するという構造になっています。
小林委員	住民基本台帳カードが今まで発行されていて、平成26年度末で2万5,068枚と聞いている。今でも住民基本台帳カードはまだ使用できるわけだが、今度の個人番号カードにはどう切り替えていくのか。
鹿島市民担当 参事	住民基本台帳カードの新規交付は今年で終了します。ただし、住民基本台帳カードについては有効期間が10年間ですので、期限が切れるまでは

有効となっています。個人番号カード交付の申請があった場合には、個人番号カードと住民基本台帳カードの両方を同時に保有することはできないとされていますので、個人番号カードと引き換えになり、住民基本台帳カードは返却していただくことになります。

小林委員

個人番号には、基本4情報である住所、氏名、年齢、性別が入るわけだが、性別については、性同一性障害等により明らかにして欲しくないという場合には選ぶことができるのか。また、現在、年金の情報流出の問題が出ているが、この基本4情報以外に、これからはどのような情報を入れていくのか。

鹿島市民担当
参事

個人番号カードの券面にはICチップが埋め込まれていますが、そこには、個人番号及び4つの基本情報が記録されます。性別を載せたくないという場合にそれができるかどうかについては、国から詳細が示されていません。また、個人番号と基本4情報以外のものがICチップに記録されるかどうか、今後増えていくかどうかといった詳細は示されておりません。しかしながら、所得情報や年金情報などを登載した場合、他人に情報を盗まれた時に全てのプライバシー情報が引き出されてしまうことになるという危険性があるため、当分は基本4情報のみかと考えます。

小林委員

マイナンバーを扱う事業主についてもこの時期に整備していかなけれ

ばならないのか。また、例えば、パソコン等が必要となった場合、そういったことへの補助金が出るのか。こういった対応は義務になってくるのか。

鹿島市民担当
参事

事業主については、来年1月以降に、従業員及び従業員の扶養家族の個人番号について管理することが義務付けられています。また、番号制度が始まって、パソコン機器等を整備する必要もあるかと思いますが、そういった場合に国からの補助金が交付されるかどうかについて、詳細は示されていません。

小林委員

事業主がマイナンバー制度への対応に係る整備をしたかどうかについての確認は市が行わなければならないのか。

鹿島市民担当
参事

市で行うのかについては、今のところ公表されていません。

鈴木市民部長

マイナンバー制度については、現在、基幹的な部分の整備をしている段階であり、個人番号カードの交付はいわば起点のようなものです。年明け平成28年の1月から、事業所における、12桁の従業員個人番号の管理が始まりますが、始まってみないことには、今のところは事業者の雇用形態や労務状況に伴った従業員情報のデータ化はまったく把握できていま

せん。一義的には国の負担要素であると考えますが、市としては、その点に関する対応は、将来の状況に応じて検討していきたいと考えています。

小林委員

事業者が個人情報を流出させた場合に罰則規定はあるのか。

鹿島市民担当
参事

事業主が従業員の情報を漏らした場合、罰則規定はあります。従業員が情報を漏らした場合にも、その事業主の責任が問われます。

石原委員

コールセンターの設置について、電話での問い合わせにあたっては、フリーダイヤルになるのか、通常の電話と同じなのか、相談の電話のように多少高くなるのか。

鹿島市民担当
参事

今のところフリーダイヤルを考えています。

石原委員

コールセンターの設置について、ダイア4市等、他の自治体と共同で設置するといったことは検討したのか。

鹿島市民担当
参事

市単独で考えており、協力を求めるといった話はしていません。

荻野委員

コールセンターは庁舎外に設置して業務委託により運営を行い、庁舎内の窓口については、委託ではなく派遣職員による対応になるという理解でよいか。

鹿島市民担当

参事

原則、コールセンターにおいて責任を持って対応してもらうことを考えています。ただ、コールセンター以外に、市役所に電話をされる方もいらっしゃるかと思いますので、そういった場合は原則職員もしくは臨時職員で対応する予定です。

荻野委員

先ほど派遣職員の話があったが、対応は職員もしくは臨時職員ということになるのか。

鹿島市民担当

参事

派遣職員には、主に、10月から送付する通知カードの管理をしていただきます。当然、問い合わせの対応についても、職員のみで不足すれば補助的業務をお願いすることになります。来年1月からの個人番号カード交付事業等も派遣職員には手伝ってもらう予定です。

鈴木市民部長

委託業務は2つの面で考えており、1つはコールセンターの委託、もう1つは派遣業務であります。なぜ派遣かと申しますと、委託の場合、受託者は仕様に基づいて履行すべき内容を遵守しますので、人の動かし方については委託者の領域になります。一方、派遣の場合、その都度の柔軟な対

応が委託者である市の指示において可能になるという利点がありますので、時期に応じた柔軟な対応をしたいと考えています。

荻野委員

コールセンター業務を委託する業者と派遣職員を依頼する業者は別になるのか、一括で同じ業者に委託するのか。

鹿島市民担当
参事

一括で同じ会社に委託することを考えています。理由としましては、コールセンターであった問い合わせや苦情等について、庁舎内の派遣職員との連携が図れるためです。

小林委員

コールセンターの稼働は平成27年10月5日以降という理解でよいのか。

鹿島市民担当
参事

平成27年10月1日以降で考えています。

小林委員

現在、何か問い合わせはあるのか。

鹿島市民担当
参事

何件かの問い合わせはありますが、現在のところ、1日1件以下という状況です。

小林委員

委託や派遣という市が直接やるわけではない事業では、個人番号そのものがいとも簡単に流れてしまうのではないかという懸念がある。セキュリティの強化についてはどうしていくのか。

鹿島市民担当
参事

セキュリティ自体につきましては、制度面とシステム面からそれぞれ対応を行っているところです。職員と派遣職員とでは、業務はまったく別と考えており、端末にアクセス制限を加えるなどして業務分担していきますので、問題はないものと考えています。

鈴木市民部長

個人番号の管理、取り扱いは市職員に限定して行うという厳密なルールを設けています。例えば暗証番号の設定を行うのも限られた担当者のみです。派遣職員については、そうした業務に係る大量の補足的な業務が発生しますので、そういったことについて、人員の整理、資料のコピー等を行ってもらうこととなります。セキュリティ問題は人的なものを介して起きることが多いため、事業開始前に、職員、臨時職員、派遣職員を合わせた全ての関係者に対する業務に向かう意識の徹底を図り、作業マニュアルを作った情報漏えいの防止に努めていくという体制で行っていく予定です。

荻野委員

住民基本台帳カードと個人番号カードについて、両方は持てないということだが、現在住民基本台帳カードを持っている市民への案内は、個人番

号カードの案内と一緒に行うのか、お知らせの方法について伺いたい。

鹿島市民担当 広報紙もしくはチラシ等で周知をさせていただく予定です。また、住民
参事 基本台帳カードについて、期限の切れる2カ月ほど前に、その旨を通知する文書を送っていますので、その中に同封して送付することも考えられるかと考えます。

荻野委員 原則、個人番号カードを申請する場合は市役所本庁舎に一度は来ないといけないようだが、なかなか本庁舎までは来られない方もいるので、例えば、まちづくりセンターでもやりとりできるようにすることなどは考えているのか。

鹿島市民担当 お問い合わせや直接、まちづくりセンターに行かれる方もいらっしゃる
参事 と思いますので、対応できるように考えていきます。

植竹委員 個人番号カードは、通知カードにより市民に番号が届いてから、カードが必要な方が、写真と一緒に申請書を送り、窓口はそのカードを受け取りに行くとのことだが、受け取りには必ず本人が行かなくてはならないのか。

鹿島市民担当 代理の方でも受け取りができる旨は国から示されています。その際に必

参事	要なもの、例えば委任状ですとか、そうした細かいものについては、今後、要領が示されるとのことです。
植竹委員	受け取りの際の本人確認の方法についてはまだ決まっていないということか。
鹿島市民担当 参事	本人が来庁した場合は交付するカードには写真が付いていますので、その写真といらっしゃった方の顔を確認させていただくということと、個人番号カードは10月に送られる通知カードと引き換えになりますので、そちらをお持ちいただいているかどうかということ、また、カードを交付するにあたっては、事前に個人番号カード交付通知書も送りますので、そちらをお持ちになっているかどうかということで確認ができると考えています。
大石委員	交通対策費の臨時職員賃金について、臨時職員の募集方法を知りたい。
吉野交通安全 担当参事	通常の方法と同じく、市のホームページやほっとメールでの募集を考えています。
大石委員	ハローワークで市の募集を見かけることはあまりなかったが、今後はハローワークでも募集を検討してはどうか。

吉野交通安全
担当参事

これまでの募集方法においてもある程度の応募があるため、ハローワークでの募集については現在は考えておりませんが、なかなか応募がなかった場合には視野に含めて、いろいろな方法を考えていかなければならないと思っています。

【質疑終結】

【意見】

小林委員

日本共産党所沢市議団を代表して、議案第63号「平成27年度所沢市一般会計補正予算（第4号）」戸籍住民基本台帳費、個人番号カード交付事業に反対の立場から意見を申し上げます。

個人番号制度は、日本で住民登録をしている外国人を含めた赤ちゃんからお年寄りまでのすべての人に12桁の番号をつけて、個人情報に国が一元的に収集、利用しようとするものです。直接個人番号を扱う自治体にも、今後、基本情報のほかにどのような情報を入れるのかが明らかにされておらず、法定受託事務であるにもかかわらず、市も費用負担しなければなりません。今後、政府は基本4情報のほかに社会保障や医療費関係などの情報も入れるともいわれています。政府は制度の目的について、国民の利便性を向上させる、行政の効率化を図るとしています。番号1つでさまざまな個人情報を把握できるため、国や地方自治体にとっては行政上の作業効率に都合がいいのかもしれませんが、しかし、国民にとってのメリットはまったく感じられず、情報の使われ方に不安が広がります。今、日本年金機

構の個人情報流出など、政府のずさんな個人情報の管理に不安が広がっていますが、想定される情報流出のリスクは、日本年金機構の比ではなく、計り知れません。以上のようなことから、反対するものです。

入沢委員

自由民主党・無所属の会を代表して、議案第63号に賛成の立場から意見を申し上げます。

個人番号カード交付事業ですが、複数の機関に存在する個人の情報について、同一人の情報であると確認することができ、情報の確認作業等で生じている業務コストが削減できるなど、行政事務の効率化が図られます。また、情報連携が可能となることにより、各種申請に関わる添付書類が削減されるなど、利便性の向上が見込まれます。さらに、行政機関が国民の所得情報などを把握しやすくなり、いわゆる不正受給を防止することができるものであります。以上を申し添え、賛成意見といたします。

【意見終結】

【採 決】

議案第63号当委員会所管部分については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

○閉会中継続審査申出の件（特定事件）

閉会中継続審査申出の件については、別紙のとおり申し出ることとした。

散 会 （午後1時6分）

（散会后、協議会を開催し、視察日程及び閉会中の特定事件について協議を行う。）

特定事件 常任委員会閉会中継続審査申出表

平成27年第2回（6月）定例会

市民文教常任委員会

- 1 国際社会について
- 2 市民文化について
- 3 地域コミュニティについて
- 4 市民活動について
- 5 情報の共有と市民参加について（情報公開・市民相談・個人情報保護・広聴）
- 6 消費生活について
- 7 社会保障について（国民年金）
- 8 交通安全について
- 9 交通について
- 10 社会教育について
- 11 スポーツ振興について
- 12 生涯学習について
- 13 学校教育について